

★ 建築士法施行細則の一部を改正する規則（規則第二十四号）（建築課）

一 改正の要旨

建築士法施行規則の一部が改正され、一級建築士の合格者の公告事項が氏名から受験番号に改められたことを踏まえ、二級建築士及び木造建築士について、同様の改正を行った。

二 施行期日

令和四年四月四日